

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第二章 所得税法の特例	第二章 所得税法の特例
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 不動産所得及び事業所得
第一款 税額控除及び減価償却の特例	第一款 税額控除及び減価償却の特例
<u>第11条の4 ((特定事業継続力強化設備等の特別償却))関係</u>	(新 設)
<u>第11条の4 ((特定事業継続力強化設備等の特別償却))関係</u>	(新 設)
<u>(特定中小事業者であるかどうかの判定の時期)</u>	(新 設)
11の4—1 <u>個人が措置法第11条の4第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうか</u>	(新 設)
<u>かは、同項に規定する特定事業継続力強化設備等（以下第11条の4関係において「特定事</u>	
<u>業継続力強化設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設をした日及び事業の用に供</u>	
<u>した日の現況によって判定するものとする。</u>	
<u>(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)</u>	(新 設)
11の4—2 <u>11—2及び11—3の取扱いは、措置法第11条の4第2項の規定を適用する場合</u>	(新 設)
<u>について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」と</u>	
<u>あるのは「措置法第11条の4第1項に規定する特定中小事業者」と読み替えるものとする。</u>	
<u>(取得価額の判定単位)</u>	(新 設)
11の4—3 <u>措置法令第6条の2の2に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又</u>	(新 設)
<u>は1基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位</u>	
<u>として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設</u>	
<u>置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するも</u>	
<u>のがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができる</u>	
<u>ものとする。</u>	

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の4—4 措置法令第6条の2の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(新設)